共同漁業権の免許をすべき者の判断基準

(趣旨)

第1 漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という)第73条第2項第2号に掲げる場合において、免許すべき者を決定するための審査基準はこの基準の定めるところによる。

(共同漁業権における審査基準)

第2 共同漁業権の免許についての適格性を有する者は、法第72条第2項第2号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、都における審査基準は別途設けない。

なお、この場合においても、法施行規則第25条第2項の規定により、漁業権免許申請書には必ず事業計画書(別紙様式)を添付する必要があるので留意すること。

附則

この基準は、令和5年4月25日から施行する。

(別紙様式)

共同漁業権の事業計画

漁業権番号: 共第○○号

申請者名: 漁業協同組合

1 漁業生産量の増大

(1) 生産計画

漁業種類	年	操業期間	漁獲量	組合員	備考
				行使権者数	
	1年目		kg	人	
	2年目		kg	人	
	3年目		kg	人	
	4年目		kg	人	
	5年目		kg	人	
	1年目		kg	人	
	2年目		kg	人	
	3年目		kg	人	
	4年目		kg	人	
	5年目		kg	人	
	1年目		kg	人	
	2年目		kg	人	
	3年目		kg	人	
	4年目		kg	人	
	5年目		kg	人	
	1年目		kg	人	
	2年目		kg	人	
	3年目		kg	人	
	4年目		kg	人	
	5年目		kg	人	

【記載上の注意】

生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるかなどについて記載すること。

(2)	その他	(就業機会の拡大、	漁業所得の向上など)

共同漁業権の事業計画

漁業権番号: 共第○○号

申請者名: ○○漁業協同組合

1 漁業生産量の増大

(1) 生産計画

漁業種類	年	操業期間	漁獲量	組合員	備考
				行使権者数	
○○漁業	1年目	1/1-12/31	200kg	50 人	・資源状況に応じて操業期間、
	2年目	同上	同上	同上	漁獲量などを変更する。
	3年目	同上	同上	同上	
	4年目	同上	同上	同上	
	5年目	同上	同上	同上	
××漁業	1年目	7/1-10/31	0kg	50 人	・近年の資源状況が悪化してい
	2年目	同上	同上	同上	るため資源保護に努める(休漁
	3年目	同上	同上	同上	など)
	4年目	同上	同上	同上	
	5年目	同上	同上	同上	
	1年目		kg	人	
	2年目		kg	人	
	3年目		kg	人	
	4年目		kg	人	
	5年目		kg	人	
	1年目		kg	人	
	2年目		kg	人	
	3年目		kg	人	
	4年目		kg	人	
	5年目		kg	人	

【記載上の注意】

生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるかなどについて記載すること。

(2) その他(漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域水産業の発展など)

※漁業生産力の発展に関する計画等を参考に漁業所得の向上、	就業機会の拡大、	地域水
産業の発展などに資する内容を記入すること。		